第百五十五条の二十三第一項中「（特定多国籍企業グループ等報告事項等）」を「又は第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等）」に改め、同条第三項中「第百五十五条の三第三項」の下に「又は第六項」を加え、同条第六項中「第八十二条の二第三項」を「第八十二条の三第五項」に改め、同条第七項中「第八十二条の二第五項」を「第八十二条の三第五項」に改める。

第百五十五条の二十四第一項中「（特定多国籍企業グループ等報告事項等）」を「又は第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等）」に改め、同条第二項中「第百五十五条の三第三項」の下に「又は第六項」を加え、同条第六項中「第八十二条の二第三項」を「第八十二条の三第五項」に改め、同条第七項中「第八十二条の二第五項」を「第八十二条の三第五項」に改める。

第百五十五条の二十四の二第一項中「（特定多国籍企業グループ等報告事項等）」を「又は第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等）」に改め、同条第二項中「第百五十五条の三第三項」の下に「又は第六項」を加え、同条第五項中「第八十二条の二第三項」を「第八十二条の三第三項」に改め、同条第六項中「第八十二条の二第五項」を「第八十二条の三第五項」に改める。

第百五十五条の二十五第一項中「（特例）又は」を「特例）若しくは」に改め、「再計算国際最低課税額）」の下に「又は第百五十五条の六十五第一項（不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例）」を加え、「には第百五十五条の四十四第四項」を「には第百五十五条の四十一第一項」に改め、同項第一号イ中「第百五十五条の四十一第一項」を「第百五十五条の四十一第二項第三号又は第百五十五条の六十五第二項第三号」に改め、同号ロ中「第百五十五条の四十四第四項」を「第百五十五条の四十四第五項第三号」に改め、同条第二項中「、が」を「、「第百五十五条の六十五第一項（」とあるのは「第百五十五条の七十三第二項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する第百五十五条の六十五第一項（」と、「が」に、「場合には第百五十五条の四十四第四項」を「第百五十五条の四十四第五項第一号」に、「場合には第百五十五条の五十一第二項において準用する第百五十五条の四十四第四項」を「第百五十五条の五十一第二項において準用する第百五十五条の四十四第五項第一号」に、「同号イ⑵」を「又は」とあるのは「又は第百五十五条の七十三第二項において準用する」と、同号イ⑵」に改める。

第百五十五条の二十六第一項中「（特定多国籍企業グループ等報告事項等）」を「又は第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等）」に改め、同条第二項中「第百五十五条の三第三項」の下に「又は第六項」を加える。

第百五十五条の二十七第一項中「（特定多国籍企業グループ等報告事項等）」を「又は第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等）」に改め、同条第二項中「第百五十五条の三第三項」の下に「又は第六項」を加える。

第百五十五条の二十八第一項中「（特定多国籍企業グループ等報告事項等）」を「又は第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等）」に改める。

第百五十五条の二十九第一項中「（特定多国籍企業グループ等報告事項等）」を「又は第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等）」に改め、同条第二項中「同号ロ及び同項第二号ロ」を「同号ロただし書及び同項第二号ロただし書」に改める。

第百五十五条の三十第一項第一号中「部分の金額」の下に「のうち当該法令の規定により当該構成会社等の所得（その源泉が当該構成会社等の所在地国にあるものに限る。）の金額から減算される金額に相当する金額として財務省令で定める金額」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　前号の規定により減算された金額を当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る特例適用前個別計算所得等の金額に加算する。

第百五十五条の三十一第一項中「（特定多国籍企業グループ等報告事項等）」を「又は第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等）」に改め、同条第三項中「第百五十五条の三第三項」の下に「又は第六項」を加える。

第百五十五条の三十四第二項第一号中「又は」を「及び当該法人税に係る地方法人税又は」に、「これ」を「これら」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二　各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び当該法人税に係る地方法人税又は我が国以外の国若しくは地域におけるこれらに相当する税

三　自国内最低課税額に係る税

第百五十五条の三十五第一項第二号中「。第三項第一号において同じ」を削り、同条第二項第一号中「この項」の下に「及び次項第一号」を加え、同項第三号ホ中「）又は」を「）若しくは」に、「の規定」を「又は第百五十五条の六十五第一項（不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例）（第百五十五条の七十三第二項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条第三項第一号中「当期純損益金額に係る対象租税の額（法人税等調整額を除く。）」を「配分可能当期対象租税額（構成会社等又は共同支配会社等の前項に規定する当期対象租税額（当期法人税等の額に係る部分に限る。）に当該当期対象租税額に係る同項第三号イに掲げる金額を加算した金額をいう。」に改め、同項第二号中「当期純損益金額に係る対象租税の額」を「配分可能当期対象租税額（当該対象導管会社等に係る第四号に定める金額がある場合には、当該金額を加算した金額）」に改め、同項第三号中「当期純損益金額に係る対象租税の額」を「配分可能当期対象租税額（当該対象各種投資会社等に係る次号に定める金額がある場合には、当該金額を加算した金額）」に改め、同項第四号中「当期純損益金額に係る対象租税の額」を「配分可能当期対象租税額」に改め、同項第五号中「要件の全てを満たす会社等である」を「会社等のいずれかに該当する」に、「の構成員である」を「に対する所有持分を直接又は間接に有する」に、「の当期純損益金額に係る対象租税の額のうち当該他の構成会社等又は共同支配会社等」を「当該他の構成会社等又は共同支配会社等が第百五十五条の十六第十四項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合（当該構成会社等又は共同支配会社等が同号の対象導管会社等に該当する場合に限る。）又は第百五十五条の十七第一項（第二号に係る部分に限る。）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合（当該構成会社等又は共同支配会社等が同号の対象各種投資会社等に該当する場合に限る。）における当該他の構成会社等又は共同支配会社等を除く。以下この号において「対象会社等」という。）の配分可能当期対象租税額のうち当該対象会社等」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　導管会社等以外の会社等で次に掲げる要件の全て（その所在地国（我が国を除く。）に法人税に相当する税が存在しない場合にあつては、⑵に掲げる要件）を満たすもの

⑴　会社等の所在地国の租税に関する法令において法人税又は法人税に相当する税を課することとされること。

⑵　会社等に対する所有持分を直接又は間接に有する他の会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令において当該会社等の収入等の全部又は一部が当該他の会社等の収入等として取り扱われること。

ロ　導管会社等

第百五十五条の三十五第三項第六号中「当期純損益金額に係る対象租税の額」を「配分可能当期対象租税額」に改め、同条第四項中「各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「当該対象会計年度に係るグループ国際最低課税額等報告事項等」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等に」を「グループ国際最低課税額等報告事項等に」に、「（特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）に規定するグループ国際最低課税額報告対象法人をいう。以下この条において同じ。）がない対象会計年度に限る。）において、法第八十二条の二第一項（除外会社等に関する特例）に規定する特定多国籍企業グループ等に属する法第八十二条第十四号ヘ（定義）に掲げる会社等につき我が国以外の国又は地域の租税に関する法令を執行する当局に特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項（同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。）の提供があつた場合には、

第百五十五条の三十五の二　各対象会計年度の前対象会計年度（対象法人（法第百五十条の三第一項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）に規定するグループ国際最低課税額等報告対象法人及び同条第四項に規定するグループ国内最低課税額報告対象法人をいう。以下この条において同じ。）がない対象会計年度に限る。）において、法第八十二条の二第一項（除外会社等に関する特例）に規定する特定多国籍企業グループ等に属する法第八十二条第十四号ヘ（定義）に掲げる会社等につき我が国以外の国又は地域の租税に関する法令を執行する当局に特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項（同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。）の提供があつた場合には、

（除外会社等に関する特例）